

70 歳未満の方の自己負担限度額(月額)※1

区分		限度額(3回目まで)	限度額(4回目以降)※4	年間上限 (8月～翌7月)
ア	年間所得※3 901万円超	270,300円 + (医療費の総額-901,000円) ×1%	140,100円	168万円
イ	年間所得 600万円超 901万円以下	179,100円 + (医療費の総額-597,000円) ×1%	93,000円	111万円
ウ	年間所得 210万円超 600万円以下	85,800円 + (医療費の総額-286,000円) ×1%	44,400円	53万円
エ	年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円	53万円 (一部41万円の場合あり)
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	29万円

※1 同一月内で一医療機関に支払った自己負担額が21,000円以上の場合が対象となります。ただし外来・入院・調剤などはそれぞれ分けて別計算になります。

※2 同一世帯内で※1の額を2回以上支払った場合はそれらを合算します。

※3 年間所得とは国保被保険者の総所得金額から基礎控除額(43万円)を差引いた額です。ただし、未申告の方は「ア」の区分となります。

※4 同一世帯で該当月を含む直近12ヶ月の間に高額療養費が3回以上支給される場合、4回目以降の自己負担限度額が変わります。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)※5

区分		外来(個人)	外来+入院(世帯単位)	年間上限(8月～翌7月)
現Ⅲ	年間所得690万円以上	270,300円 + (医療費の総額-901,000円) × 1% 限度額(4回目以降)※4 140,100円	140,100円	168万円
現Ⅱ	年間所得380万円以上 690万円未満	179,100円 + (医療費の総額-597,000円) × 1% 限度額(4回目以降)※4 93,000円	93,000円	111万円
現Ⅰ	年間所得145万円以上 380万円未満	85,800円 + (医療費の総額-286,000円) × 1% 限度額(4回目以降)※4 44,400円	44,400円	53万円
一般	一般 年間所得145万円未満	22,000円 年間上限※6 44,000円	61,500円 限度額(4回目以降)※4 44,000円	53万円 (一部41万円の場合あり)
低Ⅱ	住民税非課税世帯	低所得2 ※7	25,700円	29万円
低Ⅰ		低所得1 ※8	15,700円	18万円

※5 外来は個人単位でまとめ、入院を含む自己負担限度額は世帯単位で合算します。医療機関や外来・入院・調剤などは区別せず合算します。

※6 該当年の8月から翌年の7月までの累計額に対して適用されます。

※7 低所得2とは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が非課税の世帯に属する人

※8 低所得1とは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が非課税でその世帯の各所得が0円である世帯に属する人

70歳未満と70歳以上75歳未満の人が同一世帯にいる場合

まず70歳以上75歳未満の人について個人単位を適用し、次に世帯単位の限度額を算出します。

それに70歳未満の人の21,000円以上の自己負担限度額を合算し、70歳未満の人の所得区分の自己負担限度額を適用します。

※赤字は令和8年8月に改正された項目です。

問合せ先 健康福祉課 ①窓口 国保医療係 Tel. 0790-26-1019